

4月から国民年金保険料の取扱いが変わりました

1. さかのぼって免除申請ができるようになりました

今まで

さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例は4月)まででした。

平成26年4月から

過去2年(2年1か月前)までさかのぼって申請ができるようになりました。(学生納付特例も同様です)

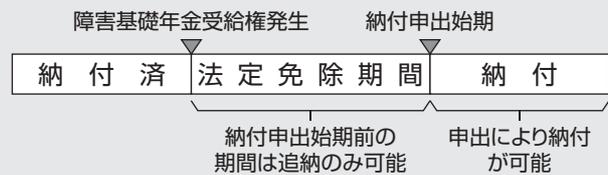
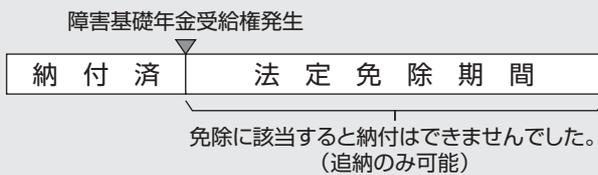
2. 法定免除期間の保険料が納付できるようになりました

今まで

法定免除を受けている方が保険料を納めるときは、保険料の後払い(追納制度といいます。追納制度は加算金が付く場合があります)のみ可能でした。

平成26年4月から

法定免除期間のうちご本人が申出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになりました。



3. 付加保険料も2年間納付できるようになりました

今まで

付加保険料は納期限(翌月末)までに納めなければ、自動的に納めることができなくなっていました。

平成26年4月から

国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになりました。

※現在、付加保険料を納めている方は、手続き不要です。
 ※付加年金は、申し込みをした月からの加入となります。さかのぼって加入することはできません。
 ※国民年金保険料を納めていない月は、付加保険料を納めることができません。



風水害から身を守る

今年も梅雨の季節がやってきます。毎年この時期から秋にかけて、集中豪雨をはじめ自然災害が多く発生する季節です。皆さんはどのような風水害の対策をしていますか?

どんな災害であっても、日ごろの「備え」が最も大切です。風水害から身を守るために、次の3つの「備え」を知っておきましょう。

①家の外の備え

- ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水口は掃除をして水はけを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ収納する。

②家の中の備え

- ・非常用品(懐中電灯、携帯用ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など)の確認をする。
- ・室内の安全対策をする。飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼り、万一の飛散物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。
- ・水の確保をする。断水に備えて飲料水を確保するか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

③避難場所の確認

- ・学校や公民館など、避難場所として指定されている場所への避難経路を確認しておく。
- ・普段から家族で避難場所や連絡方法を話し合っておく。
- ・避難する時は、持ち物を最小限にして両手が使えるようにしておく。

このようなポイントに注意して、災害による被害を最小限に食い止めましょう。